

令和 7 年度第 1 回和光市子ども・子育て支援会議

開催日時：令和 7 年 7 月 3 1 日（木）

14：00～16：00

場 所：和光市役所 5 階 502 会議室

1. 会議次第

1. 開会
2. 議題
 - (1) 和光市こども計画における令和 7 年度の進捗について（報告）
 - (2) こども・若者部会の設置について（報告）
 - (3) (仮称) 和光市こどもの権利条約の制定を目指して
 - (4) その他
 - ①令和 7 年度和光市子ども・子育て支援会議スケジュールについて
 - ②子ども・子育て支援会議委員の任期調整について
 - ③こどもワークショップ 2025 の開催について
3. 閉会

2. 会議資料

1. 配布資料
 - (1) 令和 7 年度第 1 回和光市子ども・子育て支援会議 次第
 - (2) 【資料 1-1】和光市子ども・子育て支援会議委員名簿
 - (3) 【資料 1-2】和光市子ども・子育て支援会議部会委員名簿
 - (4) 【資料 2】保育の提供量（利用定員）に対する整備実績及び利用実績
 - (5) 【資料 3】学童クラブの整備実績や申請状況について
 - (6) 【資料 4】こども・若者部会の概要
 - (7) 【資料 5】(仮称) 和光市こどもの権利条例の制定を目指して
 - (8) 【資料 6】(仮称) 和光市こどもの権利条例制定スケジュール（案）
 - (9) 【資料 7】子どもの権利保障をはかる総合的な条例一覧
 - (10) 【資料 8】和光市こども計画から考えるこどもの権利
 - (11) 【資料 9】令和 7 年度和光市子ども・子育て支援会議スケジュール（案）
 - (12) 【資料 10】こどもワークショップ 2025
2. 当日お持ちいただく資料
和光市こども計画

出席委員		事務局	
会長	森田 明美	和光市長	柴崎 光子
副会長	汐見 和恵	子どもあんしん部長	平川 京子
	田中 幸乃	子どもあんしん部次長兼保育施設課長	上原 健二
	新井 友希乃	子ども家庭支援課長	飯田 真子
	伊東 優子	子ども家庭支援課課長補佐	富澤 崇
	百武 君代	子ども家庭支援課子ども施策担当統括主査	渡邊 美緒
	木村 美香	子ども家庭支援課子ども施策担当主事	奥村 北斗
	山西 葉子	ネウボラ課長	堀江 和美
	新井 悦子	ネウボラ課長補佐	杉浦 由美子
	野川 希代子	保育サポート課長	徳倉 義幸
	中 智美	保育サポート課課長補佐	田村 尚子
	酒井 智弘	保育サポート課保育センター所長	沢田 潤子
		みなみ保育園長	田中 千歳
		保育サポート課入所相談担当統括主査	渡辺 拓也
		保育サポート課施設給付担当統括主査	舘野 優子
		保育施設課課長補佐	山本 享兵
		保育施設課副主幹	柳田 弘喜
欠席委員			
田川 幸子、南平 愛、竹内 大、福島 智子、大川 朋寛、柳原 和歌子、大澤 絵里、天野 文			
傍聴者			
1名			

3. 会議録

記

事務局（子ども家庭支援課 富澤課長補佐）

本日の資料の確認をさせていただきます。お手元にご準備ください。

（資料の確認）

開会前にご案内申し上げます。この会議は公開となりますので、会議録作成のため、録音をさせていただきます。会議録は委員名を明記した要点記録となりますので、発言の際には、お名前をおっしゃってくださいようお願いいたします。また、録音した音声は会議録作成後に消去いたします。

それでは、和光市子ども・子育て支援会議条例第7条の規定に基づき、議長を森田会長にお願いしたいと存じます。森田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

森田会長

ただいまから令和7年度第1回子ども・子育て支援会議を開催いたします。

まず、本会議の委員について、新しく着任された方がいらっしゃいますので、事務局よりご報告があります。

事務局（子ども家庭支援課 富澤課長補佐）

新しい委員の方につきましては【資料1-1】、【資料1-2】をご覧ください。和光市子ども・子育て支援会議条例の改正により、今年度よりこども・若者の代表として、田中幸乃委員にご参画をいただいております。さらに、地域福祉の業務に従事する者として、和光市社会福祉協議会より野川希代子委員、さらにこどもの権利擁護に関し知識経験を有する者として、東洋大学の中智美委員が委嘱されました。

また、保育園保護者として委員を務めていただきました、新井ちなみ委員の後任として新井友希乃委員、学校教育関係者として務めていただきました、高徹二委員の後任として、木村美香委員が委嘱されましたので報告します。

柴崎市長より委嘱書を交付いたしますので、新委員の方は前にお願いいたします。

柴崎市長

（柴崎市長より委嘱書の交付）

森田会長

ありがとうございました。それではここで新たに委員となりました方から一言ご挨拶をいただきたいと思います。田中幸乃委員からよろしいでしょうか。

田中委員

この度、委嘱させていただきました、田中幸乃と申します。よろしくお願いいたします。
こども・若者の代表としてこどもたちの意見を反映できたらと思います。よろしくお願いいたします。

森田会長

続きまして、新井友希乃委員お願いいたします。

新井（友）委員

この度、委嘱させていただきました新井友希乃です。よろしくお願いいたします。
保護者代表として、保護者の意見を皆様に反映できるようにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

森田会長

木村美香委員お願いいたします。

木村委員

和光市立本町小学校校長の木村です。よろしくお願いいたします。
前任の高校長先生が、異動となりましたので後任として引き続いて務めさせていただきます。
こどもたちのためになるような議論に参加できればありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

森田会長

野川希代子委員お願いいたします。

野川委員

和光市社会福祉協議会の野川希代子と申します。和光市社会福祉協議会では令和7年4月1日からこどもゆめづくり課という課を新しくつくりました。私は課長をさせていただいております。
和光市のこどもまんなかを市役所と社会福祉協議会が一緒になって追いかけていくという役を課で負っていると思っておりますので、できるだけたくさんの協力ができればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

森田会長

中智美委員お願いいたします。

中委員

中智美と申します。私は以前家庭裁判所に勤務しておりまして、現在はこどもの権利擁護の活動をしております。このような経験を活かして皆様と一緒に勉強しながら、こども・若者の意見を皆様に届けるという役割を果たしていこうと思います。よろしくお願いいたします。

森田会長

どうぞよろしくお願いいたします。
次に部会委員について事務局より報告があります。

事務局（子ども家庭支援課 富澤課長補佐）

部会について報告させていただきます。
支給認定審査部会については、人事異動により船本勉委員の後任に櫻井哲委員、寺島深雪委員の後任に秋山弥生委員が委嘱されたので報告します。
また、今年度より発足いたしました、こども・若者部会につきましては、公募委員として川畑穂乃果委員、岩橋英莉花委員、木下葵委員が委嘱されました。詳細は議事2でご説明いたします。

森田会長

ありがとうございます。
こども計画を具体的に展開、実施していくことが今年の大きな課題となります。そこで、組織の改正を実施し、一丸となって実施していくことが今期の大きな役割となります。
それでは柴崎市長から一言ご挨拶をお願いいたします。

柴崎市長

皆様改めましてこんにちは。
本日は大変暑い中、子ども・子育て支援会議にご出席いただきまして、どうもありがとうございます。
今年度は和光市こども計画のスタートの年として、非常に重要な節目を迎えております。この計画に掲げました、こどもが幸せを感じ地域みんなで幸せを実感できる「こどもまんまか」和光の実現に向けまして、この度この会議体の審議体制をより強化し、こども・若者の代表として田中委員、地域福祉の業務に従事する者として、野川委員、こどもの権利擁護に関し知識経験を有する者として、中委員の3名を増員してご尽力いただくこととなりました。よろしくお願いいたします。
また、こども・若者部会を新設し、市内在住・在学の方を公募しましたところ想定していたよりも多くの方からご応募いただきました。ぜひ関りたいという方の声を受け止めて、活かしていきたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

現在少子化もそうですけれども、生まれたこどもが幸せを感じているのかという状況に置かれていることもあります。

和光市も少子化が進んでいます。これまで令和元年約 800 人の出生数が、令和 5 年においては約 600 人になっている状況です。そのため一人一人のお子様をしっかりと自立するまで支えていきたいと思っております。

市は、令和 10 年 4 月に（仮称）和光市こどもの権利条例の施行を目指して、準備を進めて参りたいと考えております。既にこどもの権利条例を制定している自治体も多くあり、和光市としまして、そのような事例を基礎にしつつ、和光市らしさや今の状況など反映させたものをつくっていきたいと考えております。

私も 5 月 23 日から 2 期目を迎えまして、重要な施策の一つとしてこどもの居場所づくりを掲げさせていただいております。和光市のこどもたちは市内にいととても賑やかで明るく、元気そうに見えるのですが、それでもいろいろな問題を抱えているこどもが多いのが昨今の状況です。和光市は共働きの家庭が多いという状況から、和光市ならではの課題が出てくるのではないかと思います。そのようなこどもを地域全体で見守れるようなネットワークづくりや、孤立させないように近くの人が手を差し伸べてもらえるような環境など、そのようなものを通じて和光市に対して愛着をもっただけ、セカンドホームと感じられるような地域社会を築いていけたらと考えております。こうしたことを含め、こどもが安心して和光市で育ち成長していけるよう市の制度として具体化していくため、（仮称）和光市こどもの権利条例をつくっていきます。

未来を担うこどもの幸せや、毎日が楽しいと感じられる和光市をつくっていくためにも、ぜひ委員の皆様の活発な議論を通してこども施策を素晴らしいものにしていきたいと思っておりますので、引き続きご協力の程よろしくお願いいたします。

森田会長

ありがとうございました。

柴崎市長は公務のため、ここで退席させていただきます。

続きまして、令和 7 年度 4 月 1 日付で人事異動があったため、事務局の紹介をお願いいたします。

事務局

（事務局の紹介）

森田会長

ありがとうございます。

委員の皆様も紹介していただいてもよろしいでしょうか。

各委員

（各委員の紹介）

森田会長

ありがとうございます。

和光市子ども・子育て支援会議条例第7条第2項の規定により、会議開催要件として、委員の過半数の出席が必要となります。

本日の参加状況について事務局から報告をお願いいたします。

事務局（子ども家庭支援課 富澤課長補佐）

20名の委員に対して12名の参加をいただいております。欠席は田川委員、南平委員、竹内委員、福島委員、大川委員、柳原委員、大澤委員、天野委員の8名となります。

森田会長

ありがとうございます。

開催要件の過半数を超えていますので、会議は成立しています。

続いて議事録署名人を指名させていただきます。田中委員、酒井委員に議事録署名をお願いいたします。よろしいでしょうか。

田中委員・酒井委員

同意。

森田会長

傍聴人の方に申し上げます。本日配布している資料は、会議終了後に回収させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

それでは会議を始めます。

新しい委員の方もいますので、まずは子ども・子育て会議の構成や所掌事務について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（子ども家庭支援課 渡邊統括主査）

子ども家庭支援課の渡邊と申します。

【資料1-1】と【資料1-2】をご覧ください。

この会議は子ども・子育て支援法等に基づき、和光市のこどもの福祉に関する事項を調査・審議するため、和光市子ども・子育て支援条例で設置された組織となります。

【資料1-1】は委員名簿になります。支援会議の構成委員は今年度より20名、任期は3年間となっています。

国のこども家庭庁の発足や、こども基本法の制定、こども大綱と、こどもの権利保障やこどもの意見聴取の重要性等から、「和光市こども計画」として策定しました。計画期間は5年であり、令和7年度から令和11年度までとなります。

計画の策定及び中間見直しにあたっては、この支援会議で議論をしていただきます。

この「和光市こども計画」は、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困解消対策計画」としても位置付けられており、この計画に基づいてこれまで各施策を推進しています。

市では、この会議体の下部組織として基準検討部会、保育料検討部会、施設認可部会、支給認定審査部会、そして今年度から設置した「こども・若者部会」の4つの部会を設けて、所掌事務を分担し、審査する体系をとっています。

【資料1－2】はそれぞれの部会委員名簿になります。各部会の委員はこの会議の中から会長の指名する委員と、市長の指名する委員で構成されています。

部会で議論した内容につきましては、必要に応じて適宜支援会議でも報告させていただいております。

以上、和光市子ども・子育て支援会議の概要の説明となります。

森田会長

ありがとうございます。初めての方はよくわからないこともあるかと思います。なにか感想やご質問等がありますか。

(なし)

こども計画の6ページ、7ページ見ていただくと分かりやすいです。自治体によって違いはありますが、こども計画はとても幅広い内容を包含しているものになります。なので、この会議で全て丁寧に議論を進めようとする、どうしても落ちてしまう可能性がある、部会という形でいろいろな議論を丁寧にしてい、それを本会議にあげて承認をしていくという仕組みをとっています。

そのため、本会議での方向性を部会にも共有する必要がありますので、各部会の議論と本会議の議論を行き来させながら、運営していきます。

こども計画は昔からあったものではなく、国がこども基本法を制定した際に初めて「こども計画」という言葉が法律上の条文になりました。こども計画はいろいろなこどもの暮らし全般を包含しなければならない、総合性、継続性を大事にしなければなりません。そして、当事者であるこども・若者の参加が基本であるということを初めて国の法律で明記しました。また、それを具体化し、公開していくことは自治体の義務となりました。

国は一方的に言うだけでは機能しないので、基礎自治体がどうするのかというところまで言及した法律となっています。そのようなこともあり、今回この組織自体も改正して開催することになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議題に入りたいと思います。

本日の議題は3つあります。まずは和光市こども計画の令和7年度の進捗状況の報告になります。次に、こども・若者部会の設置についての報告になります。最後に（仮称）和光市こどもの権利条例の制定を目指してという今回の計画の大きな柱となり、条例を作ることの議論をしたいと思っております。そして、その他皆様からご発言があればお伺いいたします。

それではまず初めに和光市こども計画における令和7年度の進捗について、報告を受けたいと思います。事務局よりお願いいたします。

事務局（子ども家庭支援課 富澤課長補佐）

和光市こども計画における令和7年度の進捗について、保育の基盤整備の状況と実績を報告いたします。

【資料2】をご覧ください。

こちらの資料上段にありますように、和光市こども計画策定時における基盤整備の考え方としては、まず和光市においても児童減少、少子化が発生しており、併せて保育所を利用することも減っている状況でした。計画策定前年度当初におきましても、0歳児から5歳児のいずれも施設の定員に対して空きがございました。そのため、和光市こども計画において新規の基盤整備を行わずに、既存の施設の受け入れ枠調整等により、保育ニーズに対応していくことを計画の基本方針といたしました。

令和7年度4月時点でも、0歳児から5歳児のいずれも施設の定員に対して欠員が出ている状況であり、欠員数も前年度比より増加している傾向にあります。また、従来待機児童が発生していた1歳児に関しましても、令和6年度、令和7年度に施設の空きが生じており、50名程度の大人数の欠員が生じております。

参考ですが、令和6年度4月の時点での当初申請者数が697名おり、そのうち入所の決定に至った方が573名、待機児童が3名でした。それに対して令和7年度の当初申請者数が612名、前年比で85名減少しています。そのうち入所決定者数が527名で前年度比46名減少しております。待機児童に関しては、速報値となりますが2名となっております。

【資料2】の一番上の表をご確認ください。左側は前期計画における計画と実績になります。計画では小規模保育事業25か所、保育所18カ所、認定こども園5か所、それぞれ定員数を資料のとおり計画していたところ、実績としましては小規模保育事業25か所、保育所18カ所、認定こども園4か所となっております。

令和6年度の実績の時点で施設の欠員が生じていたため、令和7年度の和光市こども計画におきましては令和6年度の実績をもって、整備計画としております。そのため令和7年度も変わらず小規模保育事業25か所、定員456名、保育所18カ所、定員1,507名、認定こども園4カ所、270名を保育の量の見込みとしております。

実際にこの整備量に対して、どれほどこどもが利用しているのか、というものを示したものが一番下の表になります。令和7年度の状況は小規模保育事業所定員数456名に対して、利用者数325名で利用率は71.3%となっております。同様に保育所に関しては、定員数1,507名に対して利用者数が1,392名で利用率が92.4%、認定こども園が定員数270名に対して利用者数が261名で利用率96.7%となっています。

定員数の中で0歳児が多く空いているので、1歳児の定員数枠を調整したり、配慮が必要なこどものお預かりにあたって、保育士や追加人員を配置して定員等を調整しているところもございますので、資料の数字がそのまま空いているわけではございませんが、特に小規模保育事業所においては多くの空きが生じている現状となっております。

森田会長

感想、ご要望、ご質問等はいかがですか。

いろいろな自治体で小規模保育事業者の撤退は続いているのですが、和光市はまだ撤退はないでしょうか。

事務局（保育サポート課 徳倉課長）

撤退はありません。

森田会長

整備をしてほしいと言っても、一方で小規模保育事業者としては施設を借りて運営し、職員の確保が大事になってきます。事業者がしっかりと運営できるということも考えなければなりません。

こどもの減少は和光市に限った話ではなく、もっと減少している地域が埼玉県内ではあります。保育事業所側からなにかご要望等はでていますでしょうか。

事務局（保育サポート課 徳倉課長）

申請者数自体が減少しております。特に小規模保育事業所においては、4月の当初で0歳児と1歳児の空きがかなり目立つ様になっています。こちらは月が進むにつれて、12月に向けて定員の充足はしていくのですが、やはり4月当初の段階で定員割れが発生しているということで、小規模保育事業所を中心として、運営が非常に厳しいというお話を聞いています。

市でも保育士の宿舍借上げ事業や保育人材確保事業に補助金を出すなど、運営支援を行っていますが、今後こどもが少なくなる状況が続くのかということに注視していかなければならないと考えております。来年度に向けてもその状況を見ながら進めていきたいと考えております。

森田会長

ありがとうございます。

和光市のように現在保育施設の定員が割れている自治体でも、大規模マンション一つ建つだけで構成人数が大きく変わってきます。そのためとても大きな影響を及ぼすと思います。

和光市は1歳児の人数を増やすために、0歳児の人数を振り分けする際に補助金などを出していませんでしたか。

事務局（保育サポート課 徳倉課長）

1歳児の利用定員を0歳児から振り分けることは、施設からの要望等を受けて、施設と協議した上で実施している状況はあります。

育児休業を取得してから入る方が増えてきているため、1歳児の枠を広げて、1歳児を入れていくという考えのもと定員調整等を行っています。

森田会長

ありがとうございます。

色々な取り組みをしてくださっていますね。皆さんが安心してこどもを預けることができるよう、まずは保育施設を整えるために工夫してくださっているということですね。

(伊東委員が挙手)

伊東委員、どうぞ。

伊東委員

小規模保育事業所は一時保育事業のようなことをされているところはあるのでしょうか。

事務局（保育サポート課 徳倉課長）

誰でも通園制度につきましては、令和 7 年度は国の子ども・子育て支援交付金を使って試行的に行っている自治体はあるのですが、和光市は今年度実施しておりません。

令和 8 年度に全国的な国の給付になるため、その準備をしているところです。

伊東委員

私は産前産後、出産直後のお母さんやお子さんに接することが多いのですが、育休を取っていてもお子さんを預けたい、休みたいというお母さんはたくさんいます。

小規模保育事業所の利用が減っている分を事業所の収益になるような仕組みというのはあるのでしょうか。

事務局（保育サポート課 徳倉課長）

一時保育を実施している事業所については、一時保育の枠として保護者の皆様がりフレッシュしたいときに使う枠があります。

また、公設の一時保育がみなみ保育園としらこ保育園にあり、それぞれリフレッシュの枠を設けております。しかしながら利用者が多く、キャンセル待ちの状況です。公設だけみると定員よりご希望される方が多いという実態はありますが、民設の事業所でも同様に実施しておりますので、直接ご予約を取っていただいて、利用していただくという形になります。

伊東委員

小規模保育事業所の利用者が減っている分を他の利用したいという方に利用していただけるような仕組みを作っていただきたいと思います。

事務局（保育サポート課 徳倉課長）

誰でも通園制度が来年度から始まりますので、実施を希望される事業所につきましては、空き枠を利用した余裕活用型の誰でも通園制度もございます。そちらを利用していただき、事業所も空いている枠を埋めるという形で実施していく予定です。

伊東委員

ぜひ、手続き等も含めてすぐに利用できるような体制を作っていただけるよう期待しています。
ありがとうございます。

森田会長

他にはいかがでしょうか。
(質問者なし)
よろしいでしょうか。
続いて学童クラブの状況について報告をお願いいたします。

事務局（保育施設課 柳田副主幹）

それでは、議題1 和光市こども計画における令和7年度の進捗における学童クラブにつきまして、保育施設課よりご説明いたします。

それでは【資料3】学童クラブの整備状況や申請状況についてをご覧ください。

まず学童クラブの整備状況・定員ですが、新たな施設整備を行っていないため、定員の1,033名に変更はありません。

次に申請者と待機児童についてですが、申請状況はおおむね横ばいで推移していますが、スポット的に第三小学校や下新倉小学校において待機児童が発生しております。

今年度については待機児童数が41名の見込みとなっております。

待機となってしまった方に対する居場所の確保ですが、わこうっこクラブのほかに、自主事業として、午後5時までわこうっこクラブで過ごし、その後、学童クラブに移動し、最長午後7時まで預かりできる自主事業を実施していただいております、約15名の方にご利用いただいております。

待機となっている41名のうち、31名の方が、わこうっこクラブやこの自主事業を活用していただいております。

そのため学童には入れてはいませんが、居場所の確保はできているものと認識しております。

学校がお休みで保育時間が丸一日となる、夏休みや冬休みなどの長期休業期間中は、空き教室を学校から借りさせていただき、面積を拡幅することで、全ての児童を受け入れておりまして、待機児童は発生しておりません。

また、学童の待機についてのご要望等のお問い合わせはいただいております。

なお、本日の第1回子ども・子育て支援会議に関する事前意見といたしまして、100名を超える大規模な学童クラブで過ごすことについて、こどもにとってストレスとなっていないか、育成支援の質の観点から協議のテーブルに乗せることはできないかというご意見を委員の方からいただいております。

現状 100 名を超える登録者がいる学童クラブは、新倉学童クラブと下新倉学童クラブの 2 カ所となります。

どちらも一人あたり 1.65 m²の面積基準や、概ね 3 5 名に対して 2 名の支援員等を配置するなど、面積と人の配置基準は満たしております。

ですが、物理的に人が多く大規模となりますと、しゃべり声等でガヤガヤと音が騒がしくなってしまうのも現実かと思います。

そういった中で、本当は静かに宿題に集中したい児童や、騒がしい環境が苦手な児童もいらっしゃると思います。

現在でもできる工夫は最大限行わせてはいただいておりますが、次の令和 8 年度から運営していただく優先交渉権者と、そのような課題について共有し、課題解決を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

森田会長

ありがとうございます。

本日は木村委員が市内小学校からいらっしゃっていますが、学校内で子どもたちが抱えている問題や、学校外で抱えている問題等いろいろと感じていることもあるかと思います。子どもたちをどのように和光市の中で受け止めていくのかということについてご意見ございませんか。

和光市で経験されたことや、他の自治体の例でも構いませんので、ご発言があればお願いいたします。

木村委員

私は昨年度まで志木市にて教頭をしておりました。この令和 7 年 4 月に和光市の本町小学校に着任してまいりましたので、和光市のことはまだ時間的には経験が浅いですが、本町小学校は学童が他の学校とは違い、校舎内にありますので、学童の事業者と連携を密にさせていただいております。

学童が校舎内にあるので、子どもたちが放課後どのように過ごすのか様子を見ることができます。

学校と家庭との間を繋ぐ中間地点として、家のようにでもあり、宿題をみんなでやって過ごすような居場所でもあるということで、事業者が精力的に場所を整えてくださっているという実感はあります。

面積的な課題や施設をどのように使っていくかというのは学校や事業所のそれぞれの立地的な要件があるかと思いますが、方針として「こどもまんなか」ということは事業者とは共有できていると非常に感じています。

本町小学校でいえば、和光市社会福祉協議会さんが事業者として入っていただいておりますが、子どもたちのことをよく理解しているので、情報共有をしながら子どもたちを家庭に帰していくまでどのようにしていくかということを相談させていただいている状況です。

森田会長

ありがとうございます。

保護者の立場等ではまた違った見方になることもあるかと思いますが、学童クラブは国の指針では国のガイドラインではそれ自体大きくて約40名の単位で運営していくという方針があるのですが、それが100名を超えるととても大きな規模になってしまいます。

学校にいるときと放課後の区切りがつかないということもできます。

こどもにとって安心して放課後を過ごせる場所をどうやって私たちが設置すればよいのかを考えなければなりません。

和光市はわこうっこクラブを含めて、児童館を整えていますのでこれを含めてどのようにこどもたちが学校から帰って家に帰るまでの時間に社会的に利用できる場所を考えて提供していくということはこれからの大きな課題だと思います。

(酒井委員が挙手)

どうぞ。

酒井委員

【資料3】の1では定員は令和6年度、令和7年度は変わっていませんが、注釈を見ると受け入れ枠を拡大したと書いてあります。しかしながら2の待機児童数の表を見ると令和6年度から令和7年度にかけて、待機児童が増加しているとのこと。

この理由についてもう少し教えていただければ幸いです。

事務局（保育施設課 柳田副主幹）

まず、新倉学童クラブについては一階部分が新倉児童館になっておりまして、こちらの一部を学童の専有面積として切り離して、面積基準を満たすよう20名の拡充をいたしました。そのため、新倉学童クラブについて待機児童は発生しておりません。

そして待機児童が増えている現状につきましては、スポット的に第三小学校区で待機児童が多く発生しており、特に高学年に近い3年生、4年生のニーズが高まっている状況です。その方々が、この待機児童として挙がっております。

酒井委員

施設によって偏りが出ていることと、学年によって受け入れができる人数が決まっているので、待機児童が出ているという理解でよいですか。

事務局（保育施設課 柳田副主幹）

概ねご指摘の通りです。

施設によって偏りが生じてしまっているということと、低学年から学年を考慮して学童に入れさせていただいておりますので、結果として高学年の方が待機になってしまっている状況です。

酒井委員

わかりました。ありがとうございます。

追加でもう一点よろしいでしょうか。

学童クラブに入れなかったこどもの居場所は確保されているとのことですが、具体的にどのような取り組みをしているのでしょうか。学童クラブに通っていない子どもたちはどのように過ごしているのでしょうか。

事務局（保育施設課 柳田統括主査）

保育施設課の直接的な所管ではないのですが、わこうっこクラブというものを市内全9校の小学校で開催しています。放課後に空き教室を利用し、無料でこどもたちがそこに登校してもらい、教室の中で宿題をしていただいたり、校庭で遊んだり居場所の提供をしています。

わこうっこクラブは午後5時までとなりますので、どうしても家の方の帰りが遅いご家庭につきましては、学童クラブを利用することが多いです。しかしながら午後5時までに家の方が帰ってくる児童につきましては、わこうっこクラブを利用している状況です。

酒井委員

ありがとうございます。

待機児童を減らしていく方向性なののでしょうか、それともその他の部分で居場所の確保ができているので問題ないという認識なののでしょうか。今後の計画をお伺いしたいです。

事務局（保育施設課 柳田統括主査）

こちらにつきましては、指定管理者と協議して課題解決を図っていくところになりますが、今現在の取組といたしましては、繰り返しになってしまいますが、まずは無料のわこうっこクラブを活用していただき、より預かりが必要な午後5時以降に家の方が帰ってくる方は学童クラブに移動してお預かりする自主事業を行っていますので、そちらを利用していただくことで対応しております。

また、選択肢の居場所の拡幅といたしまして、先ほど児童館のお話が出ましたが、直接的なランドセル来館事業というのはまだ100%の実現はできていないのですが、一度わこうっこクラブに来ていただいて、そちらにランドセルを置いていただくことで、そのまま家に帰らずに児童館に行ってください準ランドセル来館事業も実施しておりますので、そのようなものも活用して学童クラブ以外の居場所の拡充を図っています。

酒井委員

わかりました。いろいろとありがとうございます。

森田会長

日本の学童保育自体としてどのような形が地域にとって大事なのかということになりますが、地域のこどもにとってはある程度自分の力で地域の中で暮らせる力をつけてほしいです。

しかし大きな地震が起きたりするという不安もあるので、どこかに拠り所になる居場所が欲しい。学校もそこまで遅くまで開いているわけではないので、こどもたちの居場所が必要です。

私立学校に通っている方も多いですし、不登校の方もいらっしゃいます。この辺りは計画を作る段階でもいろいろと議論し、考えたところであります。

元々は小学校低学年を対象に始めた学童保育事業ですが、これが小学校高学年まで延長されています。こどもたちがまだ保護が欲しいというのであれば、重要なことなのですが、なかなか保護者のニーズとこどものニーズと地域のニーズの調整が難しいです。

こどもはもう大丈夫と言って、学校から一人で遊んで、一人で家に帰るこどもも小学校低学年でもいます。しかし高学年になって、地域状況や家庭状況もあってそれでは済まない状況もあります。

自治体としては学童クラブと放課後こども教室の領域になりますが、放課後のこどもたちの居場所を支援する取組をしています。よく福祉領域と教育領域と言われます。そしてもっとフレーム的な児童館といった何層にもわたる地域支援の中で、カバンだけおいて、おうちに帰らなくても安心していける居場所がある。

和光市のこども政策としては、他の自治体と比べるとかなり丁寧に作っていると思います。自治体によっては、過密な状況の中でこどもたちが時々休んだりしますので、人数の制限をしないということもあります。

本当に多様なこどもたちの居場所支援があります。今お話があったように児童館と学童クラブとわこうっこクラブに加えて、ランドセル来館事業という新しい取り組みが始まったとのことです。

こどもたちの自立が一番大事なので、そこに向けて大人たちが力を合わせる必要があります。

地域が危なくなってきたら、中学生や高校生も大人も支援しなければいけないという状況もあり得ます。これから状況をしっかりキャッチしながら政策を作っていくことが必要です。

和光市はきちんと取り組んできたと私は思いますが、汐見委員いかがでしょうか。

汐見副会長

そうですね。和光市は全国に先駆けてネウボラ等も実施しています。そのような意味でも真面目に一所懸命取り組んでいる自治体だと思います。

ただ、細かいことを言えば、和光市の「こどもまんなか和光」ということを考えると100名を超える大規模な中でこどもが生活するという落ち着きのなさというのは、生活の質としては考えなければならないと思います。

特にどの子も差別しないということを考えると、支援が必要なこどもにとって100名という集団の圧力や騒音は耐えがたいものかもしれないです。

これからは質が問われてくると思います。きめ細かいサービスをしていければ良いと思います。

森田会長

ありがとうございます。

先日、東京都内の自治体では過密がピークに達したため、学校のパートタイム事業が始まりました。ある一定の時間までは学校が使い、それ以降の時間は学童が使い、一つの場所をシェアするというものです。

これは学校も大変だと思いますが、こどもたちの狭隘化をどのように解消していくかというすごく大きな課題です。力を合わせていろいろな場所の確保を含めて注視していく必要があります。

他に何かありますでしょうか。

(質問者なし)

よろしいでしょうか。

それでは次はこども・若者部会の設置についてですが、子ども・子育て支援会議条例第8条において、部会は、会長が指名する委員及び部会委員を持って組織することから、本会議より、中智美委員、田中幸乃委員を指名します。

また、同条例第8条第5項に基づき、中委員を部会長に指名いたします。

皆様よろしいでしょうか。

(一同 同意)

事務局（子ども家庭支援課 渡邊統括主査）

【資料4】をご覧ください。

こども・若者部会は今年度発足した会議体で、こども・若者が市政に参画し、その意見を反映させるため設置したものです。

こども・若者部会の所掌事務は、こどもの権利及び福祉の向上を目的としたこどもからの意見聴取、こども施策の検討及び評価に関することとしています。

5名で構成され、先ほど森田会長よりご指名がありましたとおり、子ども・子育て支援会議条例第8条の基づき、中委員と田中委員が本会議より委嘱されます。また、公募によりこども・若者部会委員3名を募集し、8名の応募から選考委員会の審査により3名が決定されました。

こども・若者部会は任期を1年としています。これは、こどもは1年でそのライフステージが変化するためです。報酬も他の会議同様に、出席1回につき4,000円となります。今年度は3回の会議を予定しており、第1回会議は8月27日に開催予定となります。会議は公開会議となりますので、本会議の委員の方も傍聴が可能です。

それでは裏面をご覧ください。

こども・若者部会と、新たに試行的に設置する「わこう★こども意見ぶらすリーダー」の説明となります。これらが設置された背景としては、現状に示しているとおり、市の施策等において、こども・若者の意見を聴く機会が少ない、市における若者の活躍の場が少ない、市政にこども・若者の意見が反映される仕組みがないという課題から、これらが反映される社会へと変わる必要があり設置しました。

わこう★こども意見ぶらすリーダーの役割は、こども・若者の意見を広く聴取すること、どんな手法で意見聴取するか考えて実行すること、聴取したこども・若者の意見を取りまとめて報告します。その意見は、こども・若者部会や、子ども・子育て支援会議に報告し、審議の参考としていただきます。意見ぶらすリーダーは、高校生又は大学生の4名で構成され、任期は令和8年3月31日とし、謝礼として1回につき2,000円を支給します。

ここで事前に委員の方からいただいた質問についてお答えいたします。

こども・若者の声を聴く仕組みを整えたことは大変すばらしいというお言葉をいただいたと共に、どのように運営していくか、本会議の協力は必要かというご提案をいただいております。

こども・若者部会は子ども・子育て支援会議の部会となります。こども・若者部会の報告は本会議に報告される形となります。部会委員は条例に規定のあるとおり5名に委嘱されます。本会議ではこども・若者部会の報告をもとに、こども・若者の声を反映させるべく審議し、市に報告する流れとなりますので、それぞれの役割について、本会議委員のみなさまはご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

以上、こども・若者部会、それから新たに設置したわこう★こども意見ぶらすリーダーの概要となります。

森田会長

ありがとうございました。

私が気になるのはこども若者部会委員公募3名のところ8名の応募があったとのことですが、残りの5名がこのわこう★こども意見ぶらすリーダーなののでしょうか。

事務局（子ども家庭支援課 渡邊統括主査）

8名応募いただき、3名をこども若者部会員に、5名をわこう★こども意見ぶらすリーダーに任命したという形になっております。なお、5名のわこう★こども意見ぶらすリーダーのうち、1名辞退があったため、4名を正式に任命いたしました。

森田会長

ありがとうございます。

こどもたちがやってみたいと思って言い出したこの意見を反映していただきたいということを事務局をお願いしておりました。

（野川委員が挙手）

野川委員、どうぞ。

野川委員

和光市社会福祉協議会の野川です。質問をさせてください。

ご説明ありがとうございました。

こども・若者部会をつくり、私たちもこども・若者の意見が聴けるとのことで、とても素晴らしいと思いますが、運営の工夫について伺いたいです。

例えば、私も今ドキドキしながら手を挙げましたが、このような場で意見を言うことは大人でもなかなかのプレッシャーがあり、変なことを言ってしまったらどうしよう、あのようなことを言わなければよかったと思うこともあります。そのため、こども・若者たちが忌憚のない意見を言えるように工夫が必要だと思います。

私の立場ですと、傍聴できることは嬉しいですが、傍聴がいることがプレッシャーになってしまったりと、どのようにリラックスして話ができるようにするのかという工夫について教えていただきたいです。

事務局（子ども家庭支援課 渡邊統括主査）

こども・若者部会になりますが、中委員が部会長として参画していただく予定となっていて、こどもの意見という点については専門家ですので、そちらにつきましてはご配慮いただけたらと思います。

また、事務局としましても最大限こどもたちが安心して意見を言えるような空間を作っていけるように努力していきます。

森田会長

今、野川委員がおっしゃったことはとても大事なことだと思います。

どこの自治体もこども・若者たちの意見表明・参画と言っていますが、こどもたちにとって意見を言える環境と意見を言ったことがどう反映されるのかということを含めて、意見を言う価値がある会議なのかということはすごく大きいです。

なので、聴いてもらうことも大事ですが、言いやすい環境整備も大事です。

先日、比企郡のある町で学童保育のこどもたちの話を聞いたときに、初めに名前や言ったことは絶対に漏らさないし、言ったことに対しては私が責任をもって伝えとこどもたちに伝えました。そうするとこどもたちは目をキラキラさせて言いはじめました。

こどもたちは不安なので、大人たちがその不安をどう取り除いてあげるか、また言う価値をどのように作り上げるかということが大変です。

試行錯誤だとは思いますが、今は様々な自治体が実施していますので、事例を共有しながら実施してほしいです。

事務局（子ども家庭支援課 渡邊統括主査）

先ほどの野川委員の質問について、事務局といたしましてもこどもワークショップでも行っているグランドルールを定め、こども・若者部会委員のみなさまに理解いただきながら、運営していきたいと思っています。

（伊東委員が挙手）

森田会長

どうぞ。

伊東委員

このような会議の時は公開されるとおっしゃっていましたが、部会の内容も公開されるのでしょうか。

森田会長

部会はどの程度公開されますか。完全公開ですか。

伊東委員

誰が何を言ったか、というのは公開されますか。それとも要点記録になりますか。

事務局（子ども家庭支援課 渡邊統括主査）

この和光市子ども・子育て支援会議においては各委員のお名前と発言内容を会議録に公開しております。

こども・若者部会につきましては、現状会議録の公開概要については未定となっておりますが、市の会議録といたしましては、各委員のお名前と発言内容は要点記録として掲載しております。

伊東委員

まだ高校生、大学生なので誰が何を言ったのかが明らかになることが本当に良いことなのかを考える必要があると思います。

森田会長

そうですね。

まず会議体のそのもののルールをどうなっているのか、具体的には和光市としての公開が要求されるかというところです。

基本的にこどもたちの名前は守秘義務になるのは当たり前ですが、高校生 18 歳以上になりますと成人になります。委員の名前は公開するのは問題ありませんが、内容についてはどこまで公開するのかということは考えようがあると思います。

例えば委員長というものは委員長と書かれますが、委員は全て委員と記載して、要点記録にすることが本会議においてもあります。

部会については、今までこの子ども・子育て支援会議の他の部会は要点記録ですので、要点記録とするのは問題ないと思います。

平川部長いかがですか。

事務局（子どもあんしん部 平川部長）

基本的に会議というものは公開が原則となっております。

一方で今回部会ということで報酬をお支払いした上で、意見を言っていただき、市政に反映していくという枠組みを作ったというところです。

そのため、一程度様々なこどもたちの意見を体現して、私たちが施策に繋げていくミッションをいただくということでもありますので、会議の発言内容につきましては要点記録になるとは思いますが、誰が言ったということを公開しなければならないという考えもあります。

ただ、それにつきましては会議時に委員の方の了承をいただくといった手続きが取れたらと思います。

伊東委員

私が気にしているのは、会議で自分の思っていることを言ったけれども、それがインターネットに載ったことで、その人に何か弊害がないようにして差し上げたいです。

まだ高校生ですし、その日考えたことを言ったことで、後々誰かに言われた等で辛い思いをしないようにして差し上げたいと思いました。

事務局（子どもあんしん部 平川部長）

ありがとうございます。その点はとても大事なことだと思っております。

会議につきましても、会議の運営の中で、場合によっては「休憩」を挟んで実施することもあります。休憩中記録は取りませんので、そこでざっくりばらんにご意見を交わしてもらい、それを整理した上で会議を再開するというやり方を他のところでも行っているかと思います。そのような工夫もできると思います。

いただいた伊東委員の貴重なご意見を反映した形で運営できたらと思います。中委員よろしくお願いします。

森田会長

みなさんはどうでしょうか。

こどもや若者たちの意見を市の計画に活かしていくことをめぐって、当然ですが正式な委員になることの価値とその責任をどこまで受け止めることができるかというものの年齢的な配慮を両立させなければなりません。

その配慮の仕方についても、参加してきた委員と議論しながら決めていくという方向性はすごく大事だと思います。

田中委員は自分の名前が言われることについてどのように思われますか。

田中委員

なんでも言いやすいという面では名前が載らないほうがざっくりばらんに、些細なことでも話しやすい環境になると思います。

反対に名前が載ることで、自分がこのような意見言ったという責任感がありますし、その自分の意見が会議に挙がって反映されたということになると自信にもつながります。そこはこちらのいい塩梅、バランスが必要だと思います。先ほどのお話があったように、休憩時の些細なアイデアを私や中委員が聞き取って、このような会議に反映できたらよいと思います。

どちらにも良さがあると思うので、それをうまく私たちや事務局でバランスをとって若者の素直で正直な意見を反映できたらと思います。

森田会長

ありがとうございます。

中委員はいかがでしょう。抱負も含めてご発言お願いいたします。

中委員

若者代表として聴く場合と、その方個人の経験から聴く場合とがあると思います。こども・若者から話を伺う時には、いろいろな立場やそのお題に対する自分の関り方等があると思いますので、丁寧に意識しなければならないと思っております。

田中委員がおっしゃったようにその部分も関わっていく方と話し合っていきながら進めていきたいです。また行政の部分での枠組みや動かせない部分もあると思いますので、そこをどう工夫していくかということはこども・若者から意見を聴く際には常に出てくる課題だと思いますので、他自治体の例も勉強しながら、協力して下さったこども・若者が危険な目にさらされることは必ず避けなければならないので、その中でできることを考えていけたらと思います。

森田会長

ありがとうございます。

新しい取り組みなので、いろいろと出てくるかもしれませんが、こども・若者意見を聴くことを実現すること自体が、こども計画の中の大きなテーマになっていると思いますので、ぜひともご協力をみなさまお願いいたします。

それでは、次の議題になります。

今回のこども計画の中の大きな柱となっています、こどもの権利に関する条例についてです。

事務局からお願いいたします。

事務局（子ども家庭支援課 渡邊統括主査）

【資料5】をご覧ください。

市では今年度よりスタートした「和光市こども計画」において、こどもの権利条約に定められたこどもの権利の理念に基づき、こどもの権利が保障されるよう、（仮称）和光市こどもの権利条例の制定を目指しています。

こどもの権利条約に定められたこどもの権利4原則とは、差別の禁止、生命、生存及び発達に対する権利、こどもの意見の尊重、こどもの最善の利益で、これらは和光市こども計画の基本的な視点ともしています。

条例の検討にあたっては、和光市子ども・子育て支援会議で検討し、庁内関係部署での認識の共有や課題等を分析する必要から、庁内検討委員会を設置し、検討結果はこちらの会議に報告いたします。

こどもの権利条約にあるこどもの権利を、条例でどう制度として具体化していくかということが、こどもの権利条例には求められています。

【資料7】をご覧ください。

子どもの権利保障をはかる総合的な条例の制定をしている自治体の一覧となります。「こどもの権

利条例」は、こどもが安心して育ち、社会の中で尊重されながら成長できるようにするために、自治体が独自に制定する条例です。

その先駆けとなったのが、神奈川県川崎市です。川崎市は、2000年12月に全国で初めて「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定しました。現在、子どもの権利条約総合研究所によると、2025年4月現在81自治体が制定しているとされています。

条例の中でも自治体ごとに特色があり、こどもの権利の明確化とともにこども会議や救済制度などが設けられたり、こどもの権利擁護委員制度が導入され、相談体制の整備が図られている条例もあります。

【資料6】をご覧ください。

当市の条例制定に向けたスケジュール案となります。

条例施行は令和10年4月を目指し、今年度より3年かけて制定に向けて取り組んでまいります。具体的には、こどもワークショップ、アンケート調査、ヒアリング調査、パブリック・コメントなど、こどもの意見を聴くとともに、意見を出しづらいこどもたちの意見も聴きたいと考えています。

【資料5】の裏面をご覧ください。

令和7年3月にこども計画を策定し、以降広報わこう4月号に「こどもの権利」を掲載、5月にはこどもの権利アンケートをわこらぼまつりで実施しました。写真はそのときのものになります。

こちらは「みんなが特に大切だと思うことを3つ教えて」というテーマでシールを貼っていただきました。資料右側がそのアンケート結果になります。当日は雨だったので、来場者が少なかったものの、一人で来られるような小学校高学年や中学生、高校生が多く来ていただき、投票していただきました。

意外にも「友達と会うこと」のほかに「家族と一緒に過ごすこと」が2位にランクインする等、こどもたちから直接聞かないと分からないようなアンケート結果になっております。

その他にも6月には市内の保育士研修として「こどもの声を聴くということ」講演会を開催し、7月には、本会議の会長であります森田先生による「こどもの権利」講演会を開催しました。今月の8月号広報わこうには、「みんなで考えよう！こどもの権利」と題し、表紙と2面に「こどもの権利」を掲載しています。さらに、8月18日より22日まで市内5か所で「こどもワークショップ」を開催します。そして、こども・若者部会を8月27日に開催するとともに、わこう★こども意見ぶらすりリーダーの活動が始まります。そして企画人権課では、人権に関する標語の取組を実施予定です。

なお、【資料8】として、森田先生からご提供いただきました、7月に実施した講演会の資料をお配りしています。

また、事前質問としまして、委員の方からご質問をいただいております。

条例のスケジュールと共にどのようにこどもが権利の主体であることを啓発していくのか、学校教育の中でこどもの権利がどのように取り扱われているか知りたいとのご質問です。

教育委員会に確認したところ、小学校5年生の道徳の事業でこどもの権利取り扱われており、こどもの権利条約の4原則について教科書に掲載されております。

また、中学生の社会、公民においてもこどもの権利条約が掲載されており、2022年のこども基本法の制定と共に、こどもの権利保障を国と地域の責務とする旨が掲載されております。小中学校共にこどもの権利が取り扱われています。

事務局の説明は以上です。

ありがとうございます。

少し私の方で補足させていただきます。

【資料8】は、先日講演会にて使用した資料ですが、条例をつくるという部分はこの子ども・子育て支援会議のために補足した部分になります。

条例をつくる意味について少しお話させていただきます。

国がこども基本法をつくり、埼玉県がこども・若者基本条例をつくり、なぜ和光市もつくらなければならないのかということですが、実際のところ、国も県も当事者であるのは基礎自治体であることを明確に言っています。そのため、国や県に任せていては市内のこどもたちには届きません。きちんと和光市がどうするかということを決めなければなりません。

昨年和光市こども計画をつくった中でルールがないとみんなで共有ができないとの話し合いになり、この条例をつくるべきだと市長とも話を進めながら、計画の中にも落とし込んでいます。

【資料8】の29枚目の資料を見てください。

条例がある意味は、こどもの権利というものはどういうことなのかをみんなで共有して理解することができるということです。また、みんなで同じ方向を向いて考えることができます。

そして条例づくりにこどもが参加しなければなりません。他人が考えたりつくったりするものをするのではなく、自分がやりたいと思ったことを自分で考えて主張いくことが大事です。

具体化していくためには、継続していくことと繰り返しこれをしていくことが必要です。この和光市も、去年から始めただけでもかなり変わってきたと私は思っています。

例えば和光市こども計画のこども版ができましたが、この表紙も和光市のこどもが描いてくれています。いろいろなものと比べても良いものですね。

和光市こども計画はオンラインでダウンロードできますので、ぜひ教育の教材に使っていただきたいです。様々な自治体において、こどもたちがこども計画を使って学習することが始まってきています。そうすると意見箱のようなものを置いておくとかどもたちが積極的に意見を言うようになるようになります。

30ページ目をご覧ください。

私もいろいろな自治体でこどもの権利条例をつくってきましたが、条文をこどもにしっかりと届けなければなりません。そのため、学校でも権利学習をしていただきたいですし、児童館や学童、こどもたちの多様な居場所でこどもの権利学習をしてほしいです。そして間違ったことをする大人に対しても間違っていることを教えてほしいです。

自治体によっては大人の理解度が全然違います。一番わかっていないのは大人たちであるというところがたくさんあります。

また、こどもの権利条例をつくっている自治体の中では、こどもが前文や条文、目的等をこどもたち自身が考えているところもあります。

31ページを見ていただくと、こどもの参画が大事です。当事者抜きにして条例はつくれません。そのため、アンケートや地域の中でのヒアリングやワークショップなどを実施する必要があります。

32ページは条例をつくっている自治体になります。現在いろいろな自治体が制定していますが、なぜか埼玉県はとても少ないです。東京都内の市区では盛んに制定されています。

ぜひこれから皆様と一緒に、こどもたちをまんやかにできる和光市をつくりあげていきたいというのが、私のこの条例制定の希望であり、期待ですのでよろしくお願いいたします。

私の話は終わりにします。なにか質問のある方はどうぞ。

(酒井委員が挙手)

どうぞ。

酒井委員

条例がある事で得られる効果について教えていただきたいです。条例がある事で、みんなの意識が統一され、物事を考えるときのベースになるとのことでよろしいでしょうか。

森田会長

その通りです。

酒井委員

分かりました。ありがとうございます。

森田会長

よろしいでしょうか。

それでは、条例の話は以上になります。条例の進め方については【資料6】にありますとおり進んでまいりますので、どのように進んでいるのかということについては子ども・子育て支援会議で報告してもらい、私たちがフォローしていくことになります。

最後その他について、事務局からお願いいたします。

事務局（子ども家庭支援課 渡邊統括主査）

3点説明させていただきます。

まず、令和7年度の子ども・子育て支援会議のスケジュールについて【資料9】をご覧ください。今年度のスケジュールになります。第2回会議は11月13日木曜日、第3回会議は2月19日木曜日を予定しております。

部会につきましてもスケジュールにあるとおり、8月27日にこども・若者部会を開催します。

10～11月に第2回こども・若者部会を開催し、1月～2月に施設認可部会と第3回のこども・若者部会の開催を予定しています。いずれの部会につきましても、本会議にご報告することとなります。

続いて、子ども・子育て支援会議委員の任期調整について説明させていただきます。

令和6年度第6回会議においてご説明させていただきましたとおり、現委員の任期は令和4年8月1日から令和7年7月31日ですが、子ども・子育て支援会議条例の改正等に伴い、新委員との任期調整を行います。それに基づき、令和8年3月31日まで任期を延長させていただきますので

ご了承のほどお願いいたします。

続いて、こどもワークショップ2025の開催についてです。【資料10】をご覧ください。

【資料10】はこどもワークショップの参加者募集チラシになります。今回のテーマは、「今、みんなが思う自分が大切にしたいことを教えてください」になります。小中学校全児童生徒にチラシ配布をしていると共に、和光国際高校、和光高校の皆さんにも声掛けをしております。また、SNSやホームページにも掲載して周知を行っております。

募集期間は8月11日までとなっております、対象者は小学4年生から高校生となっておりますが、大学生等また、小学3年生以下のこどもが来た場合においても受け入れていこうと思っております。全5回の開催となっております、いずれの回も同じテーマで実施予定です。

以上がその他の説明になります。

森田会長

ありがとうございました。

委員の皆様もお時間があれば、このイベントを見学することができますと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ほかに皆様からご発言等がありますか。

(発言なし。)

それでは、本日全ての議題が終了しました。

令和7年度第1回子ども・子育て支援会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

一同

ありがとうございました。

以上

署名人

署名人
